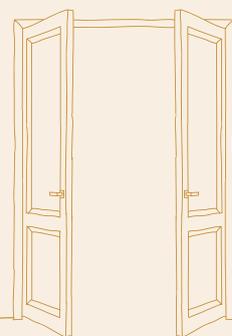


私のネクストステージ

—退職者への質問状—

Vol.60



視野を広げてくれた 「市民後見人」の活動



元会社員

江島 紀浩さん (71歳) 2019年退職

【えじま・みちひろ】1954年生まれ。1977年、電気部品メーカーに技術職として入社。その後営業、営業本部、総務部に配属。販売促進、社員教育、社員の福利厚生、グループ会社の不動産管理など担当。在職中に宅地建物取引主任者とF.P.の資格を取得。65歳で定年退職後は、介護職員初任者研修を受講し、介護職として4年半勤務。定年退職した年から1年間、東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と一般社団法人地域後見推進センターとの共同研究により地域後見推進プロジェクトが実施している「市民後見人養成講座」を受け、第12期生に。現在「NPO法人千葉県市民後見人支援センター」理事長として日々奮闘している。

—江島さんは電気部品メーカーで技術職として勤務されていたそうですね。65歳で定年退職後、どのように過ごされていたのですか。

私が定年後に始めたことは2つあります。1つは介護職の仕事です。65歳でまだ身体も元気でしたし、年金も少ないので何か仕事をしよう。介護職なら自分の将来への備えにもなりそうだと思います。介護職員初任者研修を受講し、地域のデイサービス(通所介護)で働くことにしました。利用者の送迎やレクリエーション、入浴や排泄の介助、話し相手などに日々奮闘していました。立ち仕事が続いたからか足腰を痛めてしまい、4年半勤務した後、70歳で退職しました。

もう1つは、弁護士など専門職でも親族でもない市民が成年後見人等となる「市民後見人」の養成講座の受講です。というのも、私の3歳上の兄が若くして統合失調症にかかり、その対応に長年苦慮してきました。特に母親が認知症になってからは、将来、兄も認知症になるのではないかと考え、事前に成年後見制度を学んでおきたいと思ったのです。

成年後見制度はどこで学ばれたのですか。

東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と(一社)地域後見推進センターとの共同研究により地域後見推進プロジェクトが実施している「市民後見人養成講座」です。月1〜2回の頻度で、丸一日みっちり弁護士や元裁判官の講義を受けましたし、演習

では障害者の方の就労を支援する就労支援事業所を選び、実習をしました。初めての体験でしたが、いろんな障害者の方たちと一緒にパンフレットの折り込み作業などするうちに視野が広がりましたね。そして1年間の講座修了後、「NPO法人千葉県市民後見人支援センター」の会員になりました。

「NPO法人千葉県市民後見人支援センター」とは、どのような組織のですか。

私も受講した「市民後見人養成講座」の第2期生のうち千葉県在住の方たちが中心となり、2011年に設立された団体です。現在の会員数は15名で、男女比は半々、元会社員や元ケアマネジャーもいれば、現役の会社員や公務員、福祉施設の担当者もいるなど経歴や職種は様々です。

市民後見人の場合、親族または弁護士など専門職が成年後見人等になる場合と比べて、職務や効力に違いがあるのですか。

成年後見人等が親族であっても、専門職であっても、市民後見人であっても、法律で定められている職務や効力は変わりません。

職務内容は大きく2つあり、「財産管理」と「身上保護」です。財産管理は、成年後見制度を利用されるご本人が滞りなく生活できるような、収入と支出を管理していくことです。身上保護は、本人が安心して生活を送れるよう健康や介護の面から見守りをして、必要があれば医療や介護など各種サービスに適したものに変更したりします。

「市民後見人」とは？

市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門の資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等（(成年)後見、保佐、補助、任意後見）です。市町村等が行う研修で必要な知識や技術、社会規範、倫理性を身につけます。市民後見人としての実際の活動は、家庭裁判所の選任を受けてからとなります。市民後見人には、同じ地域に暮らす住人として、本人と同じ目線で考えたり、寄り添ったり、専門職とは異なる視点が期待されます。

この身上保護は「事実行為」とされる実際の介護や身の回りの世話までは含まれていませんが、私たちは現実には合った市民目線でのサポートを大切にしているため、必要に応じて一歩踏み込んだ対応もしています。

依頼は、どこから来るのですか。

以前は、会員の紹介を通じてご依頼がほとんどでしたが、最近は地域包括支援センターからのご依頼が増えています。

成年後見人等を立てるためには、家庭裁判所への申立てが必要です。その際、4親等内の親族などを後見人候補者として記入することができますが、必ずしも選ばれるとは限りません。私たちがご依頼を受けた場合には、申立てのお手伝いをし候補者名として記入していただきます。

その後、家庭裁判所によって成年後見人等が選任され、法務局に登録されるんですね。我々は法人として成年後見人等を引き受けており、法人名で登記されます。登記が終われば、正式に成年後見人等として活動できるようになります。

成年後見人等になると、ご本人のすべてを代理で行うのですか。

法定後見人には判断能力の衰え方のレベルによって「後見」「補助」「保佐」があります。「後見」であればご本人がご自分では理解も判断もほとんどできないという状態ですので、後見人にすべての代理権が与えられます。それに対し「保佐」や「補

助」の場合は、ご本人がある程度できますので、部分的に預貯金の管理だけを代理で行うといった個別の対応となります。

私たちは月1回以上ご本人を訪問すること決めていますが、それ以上に訪問することも少なくありません。ご本人の生活環境を見てどのようにサポートするか考えていきます。色々な問題がたくさん出てきますので、メンバー内で意見やアイデアを出し合ったり、外部の関係者に尋ねたり、時には家庭裁判所に相談することもあります。

活動する上で、こだわられていることは？

市民後見人として、ご本人がどのような生活を送られていたのかお話を聞きながら思案したり、ご親族のご意見もよく聞くことを大事にしています。そうすることで、自分の視野も広がっている気がします。

では、大変なことは？

判断能力を欠く状態の方と言っても、全く意思疎通ができないとは限りません。ご本人のご要望も出てきます。例えば、ケアマネジャーは自宅よりも施設に入ったほうが良いと考えていても、ご本人がやっぱり自宅が良いと言われるケースは多いです。無理やり、施設に入れることはできません。知的障害を持った方では、色々とこだわりのある方もいらっしやいます。そのような中でご本人と信頼関係を築いていくことは容易ではありませんし、時間もかかります。

成年後見人等としての報酬は？

私どもの活動はボランティアであり、報酬は当てにしません。活動で必要な経費は法人が負担し、収支はなんとか持ちこたえています。

法定後見では成年後見人等の報酬について、制度の利用者であるご本人の資産などを基に家庭裁判所が決めます。引き受けて1年後に裁判所に報告書を提出すると、報酬額が決まり、ご本人の口座からその報酬額をいただくことができます。私どもでお引き受けしている方々はそれほど多くの財産をお持ちでない方がほとんどで、お一人当たり二十数万円を1年間の報酬として認めてもらっています。

法人としての課題は？

成年後見制度等の見直しに向けた議論や市民後見人の養成が進められています。なかなか担い手がいないのが現状です。

私たちの法人では現役世代のメンバーもいますが、成年後見人等の職務は平日がメインである上、仕事や家庭で忙しく活動への参加は難しい方がほとんどです。活動を続けていくためにも、担い手の確保が今一番の課題です。

読者に向けてメッセージをお願いします。

自分は何をすべきか、今までのご自分の体験を生かしていければ、100歳を迎えても必ず充実感があると思います。自分の一生の生命をどう使うかを考える時期が、早く来ると良いですね。

私のネクストステージ

—退職者への質問状—

【参考】「成年後見制度」について

「成年後見制度」とは？

高額な買い物をしたり、サービスを利用するための契約をしたり、私たちは生活の中でさまざまな判断をしています。しかし、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方にとってそれらは難しく、ゆえに日常生活に支障を来したり、不利益を被ったりします。そのような方々を守るため、後見人により支援する制度が成年後見制度です。

成年後見制度は大きく2種類

成年後見制度には、大きく2つの種類があります。

● 任意後見制度

制度の利用者である「本人」が、判断能力が低下した場合に備え、判断能力が十分あるうちに、あらかじめ自ら（任意）後見人を選び、自分の代理でしてほしいことを契約しておく制度です。

● 法定後見制度

判断能力が既に不十分になっている人に対し、家庭裁判所により後見人が選ばれる制度です。法定後見制度には、本人の判断能力に応じて、（成年）後見、保佐、補助の3種類があります【図表1】。ここでは、これらをまとめて「成年後見人等」とします。

令和6年（2024年）12月末現在の、成年後見制度の利用者数は25万3941人で、そのうち「（成年）後見」が全体の7割を占めています【図表2】。

【図表1】 法定後見制度の3つの種類

	（成年）後見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為 ※1	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為 ※2
成年後見人等が代理することができる行為 ※3	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

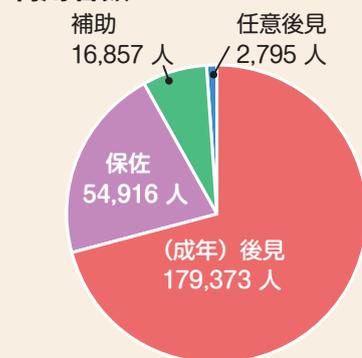
※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為は含まれない。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為など）の一部に限る。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となる。

出典：家庭裁判所「成年後見制度—利用をお考えのあなたへ—」

【図表2】 成年後見制度の利用者数（令和6年12月末）



出典：厚生労働省「成年後見制度の現状」（令和7年5月）を基に作成

任意後見制度の利用の流れは【図表3】のとおりです。任意後見人は公正証書による本人との契約に基づき、本人の判断能力

【図表3】 「任意後見制度」の利用の流れ



成人であれば、誰でも、本人の信頼できる人を任意後見人にするることができる（破産者、本人に対し訴訟をしているなど法律がふさわしくないと定めている事由がある人は除く）。

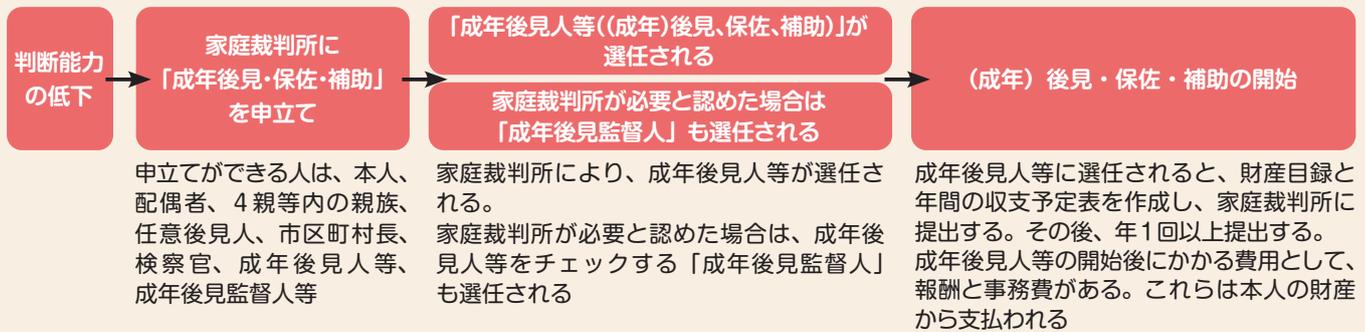
任意後見契約には、公正証書の基本手数料、登記嘱託手数料、印紙代がかかる（目安15,000円）

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人

任意後見人をチェックする「任意後見監督人」には、弁護士や司法書士、社会福祉士など、専門職が選ばれることが多い

任意後見人は、任意後見契約で決められたことを行い、任意後見監督人に定期的に報告しチェックを受ける。任意後見監督人は定期的に家庭裁判所に報告し、チェックを受ける。任意後見の開始後にかかる費用に報酬と事務費がある。任意後見人の報酬は任意後見契約によって、任意後見監督人の報酬は家庭裁判所によって決められる（目安は月1～3万円）。その他、事務費（交通費など）も必要となり、いずれも本人の財産から支払われる

【図表4】「法定後見制度」の利用の流れ



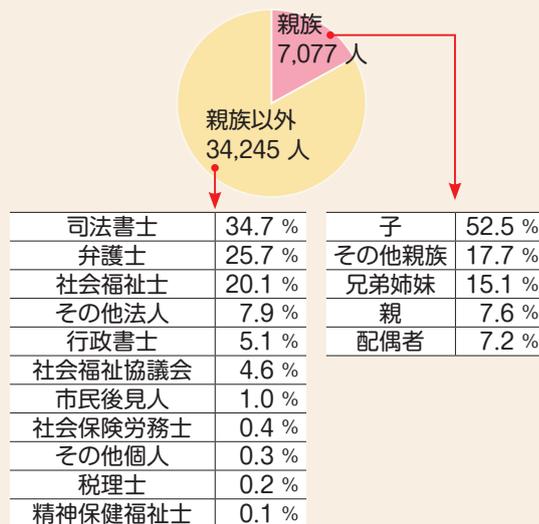
【図表5】家庭裁判所への申立ての動機



※ 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任を対象

出典：厚生労働省「成年後見制度の現状」(令和7年5月)を基に作成

【図表6】成年後見人等と本人との関係



が低下したら、家庭裁判所による任意後見監督人(任意後見人の監督者)の選任を経て、任意後見を開始します。

「法定後見制度」利用の流れ

法定後見制度の利用の流れは【図表4】のとおりです。任意後見制度がいわば契約による後見制度であるのに対し、成年後見制度は法律による後見制度です。

【図表5】は、法定後見と任意後見を合わせた家庭裁判所への申立ての動機です。「預貯金等の管理・解約」や入院・施設入所への手続きといった「身上保護」が必要だけれども、本人は既に判断能力が不十分であるような場合、成年後見人等を申立てることになります。申立人について、令和6年に最も多かったのは市区町村長で、全体の23.9%を占めていました。

後見人について、任意後見人は本人が事前に決めておくのに対し、成年後見人等は家庭裁判所によって決められます。令和6年のデータでは、親族の選任は2割のみで、8割以上が親族以外です【図表6】。司法書士、弁護士、社会福祉士を始めとする専門職が多いですが、社会福祉法人やNPO法人といった「その他法人」や「社会福祉協議会」など法人も選任されています。

成年後見人等を監督する「成年後見監督人」は、家庭裁判所が必要と認めた場合に選任されます。

成年後見制度は原則、途中でやめられない

成年後見制度は一度開始されると、原則として本人が亡くなるまで続き、途中でやめることができません。

ただし、任意後見では任意後見監督人の選任前であれば解除可能です。また、本人の判断能力が回復して、家庭裁判所へ申立てを行い、正当な事由として認められればやめることができます。